

定 款

株式会社ジャノメ

(2022年6月24日改正)

株式会社ジャノメ 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は株式会社ジャノメと称する。
英文では、JANOME Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- ミシン、裁縫用品類および服飾品類の製造ならびに販売
- 事務機械器具、光学機械器具および精密機械器具の製造ならびに販売
- 電気機械器具および電子機械器具の製造ならびに販売
- 成形機械器具、鋳造機械器具および金属加工機械器具の製造ならびに販売
- 健康機械器具の製造ならびに販売
- 家具および寝具類の製造ならびに販売
- 教材および教育機器の製造ならびに販売
- スポーツ施設の運営ならびにレストランの経営
- 衣料品、日用雑貨品、宝石、貴金属、化粧品、室内外装飾品、美術工芸品、書籍、文房具、スポーツ用品および音響機器の販売
- 製版、印刷、製本ならびにその製品の販売
- 電算情報処理サービスおよびソフトウェアの作成ならびに販売
- 金融業
- 生命保険・損害保険の代理業
- 不動産に関する総合コンサルタント業務
- 不動産の管理および賃貸借業務の受託
- 不動産の所有、売買、仲介および賃貸借
- 有価証券の保有ならびに利用
- 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都八王子市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行なう。

第2章 株式

(発行可能株式総数および単元株式数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は4,500万株とする。
当会社の単元株式数は100株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。

(単元未満株式の買増し)

第7条 当会社の単元未満株式を有する株主は、当会社に対してその単元未満株式と併せて
1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すことを請求することができる。
ただし、当会社が譲渡すべき自己株式を保有していないときはこの限りではない。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は株式につき株主名簿管理人を置く。
株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定めこれを公告する。
当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときこれを招集する。

当会社の株主総会は、東京都において招集する。

(招集者および議長)

第13条 総会は法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、取締役（監査等委員である取締役を除く）がこれを招集し、その議長にあたる。

当該取締役に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により次位の取締役（監査等委員である取締役を除く）がこれにかわる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第15条 総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第16条 株主またはその法定代理人は、議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

ただし、株主またはその代理人は当会社に代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名以内とする。

監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選 任)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

(取締役会)

第20条 当会社は取締役会を置く。

取締役は取締役会を構成する。

取締役会は業務の執行その他法令または本定款に定める事項を決定する。

ただし、日常の業務その他重要でない事項の決定は、取締役会の決議にもとづき代表取締役に委ねることができる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。

ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずしてこれを開くことができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第 23 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

(役付取締役)

第 24 条 取締役会はその決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 25 条 当会社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。

(業務執行)

第 26 条 社長は会社の業務を統括し、取締役会の決議により業務を執行する。
社長に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにかわる。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(顧問および相談役)

第 28 条 当会社は取締役会の決議により顧問および相談役を置くことができる。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第31条 当会社は監査等委員会を置く。監査等委員会は、法令または本定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ずしてこれを開くことができる。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人)

第34条 当会社は会計監査人を置く。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第36条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行なうことができる。

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定に従い中間配当をすることができる。

中間配当の有無、金額その他必要な事項は、前項の日から3月以内に取締役会で定める。

(配当の除外期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は支払開始日後3年以内に受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附　　則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、第90回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。